

5 わいせつ行為等

I 導入編

1 わいせつ行為等

わいせつ行為等は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、決して許されるものではありません。

懲戒処分の指針では、「わいせつ行為等」を次の行為としています。

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ、わいせつ物頒布等、(準)強制わいせつ、(準)強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、淫行勧誘
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春(周旋・勧誘)、児童ポルノ所持・提供等、児童買春等目的の人身売買等
軽犯罪法	のぞき、露出
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為(禁止命令違反を含む)
北海道青少年健全育成条例	淫行、わいせつな行為、深夜の連れ出し等
北海道迷惑行為防止条例	痴漢行為、のぞき、盗撮、卑わいな言動
上記に類似する法令違反行為	

2 わいせつ行為等をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

わいせつ行為をした教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

2 わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント

(1) 児童生徒に対する行為

ア わいせつ行為を行った場合(同意の有無を問わない。)・・・免職

(2) 上記以外の者に対する行為

ア わいせつ行為を行った場合・・・免職

(2) 刑事上の責任

関係法令に抵触する場合、刑事処分を受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

<関係法令>

○刑法(明治40年法律第45号)

(公然わいせつ)

第一百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第一百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一～三 略

第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一～五 略

六 児童に淫行をさせる行為

七～九 略

2 略

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2～5 略

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止)

第三条の二 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ所持、提供等)

第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。

2～8 略

○軽犯罪法(総和23年法律第39号)

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一～十九 略

二十 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でしり、も

もその他身体の一部をみだりに露出した者

二十一～二十二 略

二十三 正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者

二十四～三十四 略

○ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 略

(罰則)

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 略

○北海道青少年健全育成条例(昭和30年4北海道条例第17号)

(定義)

第14条 この章以下(第5章を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。

(2)～(7) 略

2 略

(淫(いん)行等の禁止)

第38条 何人も、青少年に対し、淫(いん)行又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、淫(いん)行又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

第57条 第38条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第58条 第38条第3項又は第39条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○北海道迷惑行為防止条例(昭和40年北海道条例第34号)

(卑わいな行為の禁止)

第2条の2 何人も、公共の場所又は公共の乗物にいる者に対し、正当な理由がないのに、著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服等の上から、又は直接身体に触れること。
 - (2) 衣服等で覆われている身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。
 - (3) 写真機等を使用して衣服等を透かして見る方法により、衣服等で覆われている身体又は下着の映像を見、又は撮影すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態の人の姿態を、正当な理由がないのに、撮影してはならない。

(反復したつきまとい行為等の禁止)

第9条の3 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカ一行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してしてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

(罰則)

第10条 第2条の2、第6条、第9条又は前条の規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 常習として、第2条の2、第6条、第9条又は前条の規定のいずれかに違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

<参考資料>

- ・「リーフレット「重大事故(わいせつ事故)を減らすために 自分自身の危機管理を！」(「教職員による重大事故の防止について」(平成26年12月1日付け教職第1849号北海道教育庁総務政策局教職員課服務担当課長通知))」を81ページに、
 - ・「わいせつ・セクハラ事故の未然防止のための「申し合わせ等確認事項」(「教職員のわいせつ事故の防止について」(平成19年4月20日付け教職第108号北海道教育庁企画総務部長通知))」を82ページに、
- それぞれ掲載していますので、校内研修等で活用してください。

Ⅱ 事例演習編

ケース5の1 児童生徒に対するわいせつ行為等

<事例>

- ・平成26年2月下旬から3月上旬までの間に、女子生徒に、わいせつ行為等を行った。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

- ・高等学校・教諭・男性(26歳)

<処分内容>

- ・懲戒免職



<背景等(※架空設定)>

- ・事故者は、部活動の顧問をしており、当該部活動を見学しにきた被害女子生徒に対し、入部申込用の連絡先として、私用のメールアドレスを伝えた。
- ・週2～3回程度のメール交換を通じて、お互いに恋愛感情をもつようになった。
- ・学校内で、事故者と被害女子生徒間でメールやラインで連絡を取り合っていることが噂になり、事故者は管理職員から私的なメールの送信など誤解を招くような行為を行わないよう指導を受けた。
- ・事故者は、被害女子生徒からの相談に自身が対応しなければならないとの思いから、被害女子生徒とのメール等のやり取りを続けていた。

★ここからは、

**あなたが非違行為を行った当事者になった立場で
考えてみましょう。**

ステップ1)「心情・反省」

- ▶今どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

--

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

--

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身が取べきだった行動」と「②管理職員・同僚が取べきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身が取べきだった行動

--

②管理職員・同僚が取べきだった行動

--

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が児童生徒に対するわいせつ行為等を行わないために、又は同僚が児童生徒に対するわいせつ行為等を行わないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

ステップ5)「実行」

- ▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。
- ▶実行状況を報告し合うなど、定期的に実行状況を確認しましょう。

★過去に、道内の教職員が実際に起こした児童生徒に対するわいせつ行為等の事例に共通する事柄を、自分のこととして受け止めましょう。

- その一 児童生徒との**私的なメールのやり取りは行わない**。
 - その二 児童生徒と学校職員という関係をしっかり意識し、**一線を画す**。**自分**
は大丈夫との甘い考えは一切捨てる。
 - その三 児童生徒と職員が交際している、私的メールのやり取りをしているとの噂を耳にしたら、**速やかに管理職員に報告**する。

<事例演習の例>

ケース5の1 児童生徒に対するわいせつ行為等

ステップ1)「心情・反省」

▶どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

(例)

- ・今回、私がしてしまったことは、生徒と教員の信頼関係を裏切る行為であり、多くの生徒を傷つけただけでなく、教職員の皆さんに多大なご迷惑をかけ、また学校全体の信頼をも損ね、教育公務員として許されない行為であり、深く反省しています。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

(例)

- ・保護者説明会では「教職への復帰はしないでもらいたい」等の意見があるなど、保護者からの信頼を失った。
- ・懲戒免職となったため、職を失し、教育職員免許状も失効した。退職金も支払われなかった。

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

(例)

- ・生徒や保護者には噂が広まり動揺が激しいため、女子生徒のプライバシーを考慮の上、全校集会及び臨時PTA総会を開催して、管理職員から事故の概要を説明し、謝罪した。
- ・年度途中で部活動の顧問を交代せざるを得なくなった。

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身が取るべきだった行動」と「②管理職員・同僚が取るべきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身が取べきだった行動

(例)

- ・私的なメールやラインのやり取りをすべきでなかった(教師と生徒という関係にあることを忘れてはならない。)
- ・どうしても生徒と1対1でメール等のやり取りが必要な場合は、管理職員に相談してから対応すべきだった。
- ・管理職員からメールの送信など誤解を招く行為を行わないよう指導されたときに、事実を包み隠さず報告し、メール等のやり取りをやめるべきだった。

②管理職員・同僚が取べきだった行動

(例)

- ・管理職員として、噂の事実確認の際、生徒とのメールのやり取りの必要性の有無や、なぜ噂になってるのかなど、丁寧な聞き取りをすべきだった。
- ・管理職員が指導した後も、それで終わるのではなくメール等のやり取りをやめたかどうか継続的に確認すべきだった。
- ・噂が出ていることを知っていた同僚職員も注意するなど、メール等のやり取りをやめさせるべきだった。
- ・噂が出ていることを知ったとき、生徒に対する確認や、場合によっては指導をすべきだった。

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が児童生徒に対するわいせつ行為等を行わないために、又は同僚が児童生徒に対するわいせつ行為等を行わないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

(例)

- ・生徒との間で私的なメール等のやり取りは、絶対に行わない。
- ・同僚が生徒と交際している、メール等のやり取りをしているといった噂を耳にしたら、速やかに管理職員に報告する。
- ・なぜ、わいせつな行為に至ったのか、その本当の理由を考え、その理由をなくすためにはどうするかを考える。

ステップ5)「実行」

▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。

▶実行状況を報告し合うなど、定期的に実行状況を確認しましょう。

ケース5の2 児童生徒以外に対するわいせつ行為等

<事例>

- ・平成26年4月20日(日)10時50分頃、地下鉄の駅構内において、女性のスカート内を盗撮した。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

- ・高等学校・教頭・男性(48歳)

<処分内容>

- ・懲戒免職



<背景等(※架空設定)>

- ・事故者の両親が要介護状態になり、事故者の配偶者が介護にかかりきりになっていた。事故者自身も勤務時間外の大半の時間を両親の介護に費やしていた。
- ・事故者は、「最近、心身ともに疲れている」と職場で話していた。

★ここからは、

あなたが非違行為を行った当事者になった立場で
考えてみましょう。

ステップ1)「心情・反省」

▶今どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

--

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

--

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身が取べきだった行動」と「②管理職員・同僚が取べきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身が取べきだった行動

--

②管理職員・同僚が取べきだった行動

--

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が児童生徒以外に対するわいせつ行為等を行わないために、又は同僚が児童生徒以外に対するわいせつ行為等を行わないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

ステップ5)「実行」

- ▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。
- ▶実行状況を報告し合うなど、定期的に実行状況を確認しましょう。

★過去に、道内の教職員が実際に起こした児童生徒以外に対するわいせつ行為等の事例に共通する事柄を、自分のこととして受け止めましょう。

- その一 わいせつ行為をされる**被害者の立場に立って行動**する。
 - その二 見つかるかどうか以前に、**盗撮行為自体がわいせつ行為等**であることを認識する。

<事例演習の例>

ケース5の2 児童生徒以外に対するわいせつ行為等

ステップ1)「心情・反省」

▶今どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

(例)

- ・関係各所に大変な迷惑をかけ、申し訳なく、心からお詫びしたいと思っている。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

(例)

- ・逮捕時に実名が報道されたことにより、家族にも実害を被らせた。
- ・生徒や保護者からの信頼を失った。
- ・懲戒免職となったため、職を失し、教育職員免許状も失効した。退職金も支払われなかった。

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

(例)

- ・生徒や保護者には噂が広まり動揺が激しいため、全校集会及び臨時PTA総会を開催して、管理職員から事故の概要を説明し、謝罪した。
- ・生徒や所属職員の動揺が激しいため、スクールカウンセラーの派遣を要請し、生徒や職員にカウンセリングを受けさせることとなった。
- ・PTA役員から、管理職員がわいせつ行為を行ったことの重大性を指摘する話があり、改めて、学校全体で服務規律の徹底を図る取組を行うよう要請があった。

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身取るべきだった行動」と「②管理職員・同僚取るべきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身取るべきだった行動

(例)

- ・その行動が他人に迷惑をかけないかを常に考えながら行動すべきだった。

②管理職員・同僚取るべきだった行動

(例)

- ・日頃から、職員とコミュニケーションをとり、悩みに寄り添ったり、職員の変化に気づくような指導を心掛けるべきだった。
- ・日頃から、わいせつ行為事案に関する職場研修を実施するなどし、職員一人一人にしっかりと意識付けすべきだった。

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が児童生徒以外に対するわいせつ行為等を行わないために、又は同僚が児童生徒以外に対するわいせつ行為等を行わないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

(例)

- ・自分自身の行動が家族や児童生徒、保護者に説明することができ、理解を得ることができているかどうかを考え行動する。
- ・なぜ、わいせつな行為に至ったのか、その本当の理由を考え、その理由をなくすためにはどうするかを考える。

ステップ5)「実行」

▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。

▶実行状況を報告し合うなど、定期的に実行状況を確認しましょう。

Ⅲ 過去の処分事例編

<児童生徒に対するわいせつ行為等>

学校種別 職 名 性別(年齢)	処 分	事 故 の 概 要
中 学 校 教 諭 男性(53)	懲戒免職	平成28年5月21日(土)18時41分頃から19時39分頃までの間、出会い系サイトを通じて知り合った女性が18歳未満であることを知りながら、現金を供与する約束をした上で、当該女性にわいせつ行為を行った。
高等学校 教 諭 男性(26)	懲戒免職	平成27年8月上旬から12月上旬にかけ、複数回、自家用車の車内や自宅で女子生徒にわいせつ行為を行った。
中 学 校 教 諭 男性(25)	懲戒免職	平成27年7月11日(土)14時頃、女子生徒を学校に呼び出し、唇に2回キスをした。
高等学校 教 諭 男性(48)	懲戒免職	平成26年11月30日(日)15時30分頃、女子生徒をドライブに誘い、キスをした。
小 学 校 教 諭 男性(40代)	懲戒免職	平成26年3月中旬頃から4月上旬頃までの間、女子児童に対し、わいせつ行為を行った。
高等学校 教 諭 男性(36)	懲戒免職	平成26年3月から同年8月にかけて、女子生徒Aをドライブに誘い、キスを求めたり、好意を持っているなどの電話やメールを繰り返し、嫌悪感を与えた。 また、平成26年12月から翌年1月にかけて、女子生徒Bをドライブに誘い、キスをした。
中 学 校 教 諭 男性(45)	懲戒免職	平成26年3月頃、女子生徒に、わいせつ行為を行った。
特別支援学校 教 諭 男性(40)	懲戒免職	平成25年11月18日(月)16時頃、携帯電話のアプリを通じて知り合った女子生徒に、わいせつ行為を行った。
中 学 校 教 諭 男性(23)	懲戒免職	平成25年9月、女子生徒と複数回にわたり、わいせつ行為を行った。

学校種別 職 名 性別(年齢)	処 分	事 故 の 概 要
高等学校 教 諭 男性(37)	懲戒免職	平成25年2月10日(日)、女子生徒にわいせつ行為を行った。
高等学校 教 諭 男性(35)	懲戒免職	平成24年5月から平成25年3月までの間、女子生徒に繰り返し、わいせつ行為を行った。

<児童生徒以外に対するわいせつ行為等>

学校種別 職 名 性別(年齢)	処 分	事 故 の 概 要
中 学 校 教 諭 男性(47)	懲戒免職	平成27年10月2日(金)16時17分頃、書店において、携帯電話で女性のスカートの中を撮影した。
高等学校 教 諭 男性(46)	懲戒免職	平成27年5月4日(月)5時32分頃、駐車中の自動車内で面識のない女性に対し、上半身を着衣の上から抱きしめた。 また、車内にあった現金1万1千円の入った女性の財布を窃取した。
高等学校 教 諭 男性(38)	懲戒免職	平成24年3月頃から、女性のスカート内を繰り返し盗撮した。

<チェックリスト>

【わいせつ行為等・セクハラ共通】

- わいせつ行為等を行った教職員は、懲戒免職又は停職となることを知っていますか。
- 生徒指導や部活動指導などの際は、密室を避け、複数で行うようにしていますか。
- 個別に、生徒指導、学習指導にあたる時は、管理職員をはじめ学年主任等、複数の職員に連絡をしていますか。
- 空き教室や特別教室の施設管理の徹底と、準備室等の密室化の防止を図っていますか。
- 児童生徒との連絡は、「職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程」等の連絡手段に関わるルールに基づいて行っていますか。
- 児童生徒を、私的用途で自家用車に乗せていませんか。
- 児童生徒を、管理職員への相談を行わずに独断で、自宅(公宅)に入れていませんか。
- 勤務時間中に私的なメールやツイッターをしたり、SNSへの書込等をしていませんか。
- 自分の氏名や身分等の公開のいかんを問わず、インターネット上の掲示板やSNSに不適切な書込等をしていませんか。
- 出会い系サイトの利用などによる買春行為は違法であり、匿名で行っていても、警察による被害女性への聴取等から発覚することを知っていますか。

児童生徒との不適切な関係(信用失墜行為)

わいせつ行為には至っていませんが、その一步手前と考えられる事案が発生しています。これらを、道教委では児童生徒との不適切な関係事案として懲戒処分しており、その事例をいくつかピックアップします。

○処分事案 1

平成27年3月31日(火)、当時勤務していた学校の女子生徒とドライブをした後、ホテルに連れて入った。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

高等学校・教諭・男性(26歳)

<処分内容>

停職1か月

○処分事案 2

平成26年5月下旬頃から7月上旬までの間、顧問をする部活動に所属する女子生徒に対し、手紙やメールで一方向的に好意を伝え、不安や嫌悪から精神的苦痛を与えた。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

中学校・教諭・男性(38歳)

<処分内容>

減給2か月

○処分事案 3

平成25年10月18日(金)、25日(金)、11月2日(土)、8日(金)及び22日(金)の5回にわたり、18歳未満の同校卒業生を保護者に無断で自宅に宿泊させた。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

中学校・教諭・男性(25歳)

<処分内容>

減給3か月

○処分事案 4

平成26年2月4日(火)、女子生徒に対し、不適切な内容のメールを送り、当該女子生徒に不安を与え、保護者の不信感を招いた。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

高等学校・教諭・男性(50歳)

<処分内容>

戒告

上記の事案は、教職員と児童生徒との間に不適切な関係が認められます。

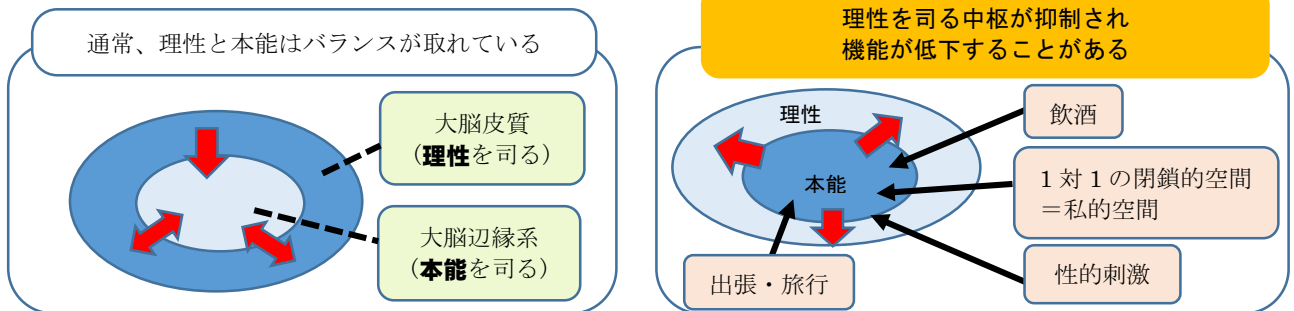
このような行為は、学校及び学校教育に対する信頼を著しく損なうものです。

わいせつ行為等に至らなければよいという認識ではなく、わいせつ行為等に至らなくても、児童生徒や保護者、社会に与える影響を考慮し、社会通念上又は道義的に非難されるような行為は行ってはいけないという認識を、職員一人一人が強く持つ必要があります。

重大事故(わいせつ事故)を減らすために 自分自身の危機管理を!

■ 理性と本能のバランスは重要!

通常、人は理性と本能のバランスをとっていますが、条件などによりその均衡が崩れて、理性を司る中枢が抑制され機能が低下する場合があります。



酔った、同じ児童生徒と1対1の閉鎖空間=私的空間にいることを繰り返した、性的刺激があったなど本能に押されて理性を司る中枢で機能が低下する場面は、特殊な人にだけ起きるのではなく、

誰にでも起こりうるという認識を持つことが大切です!

他人事ではない!

■ わいせつ事故がもたらす代償の再確認を!

わいせつ事故は、被害児童生徒の人生に多大な影響を与えるのはもちろんのこと、その他の児童生徒や保護者、同僚、管理職、教職員全体に対してだけでなく、自分の家族にもマイナスの影響を及ぼすことになります。加えて、わいせつ事故を起こした事故者自身には懲戒免職処分、刑事処分がなされるなど、あまりに大きな代償が待っています。

わいせつ事故

代償はあまりに大きい

- 被害児童生徒の人生への影響
- 自分以外へのマイナスの影響
→その他児童生徒・保護者・管理職・同僚・教職員全体・自分の家族への影響
- 自分が失うたくさんのもの
→信頼・身分・収入・退職金
- 刑事処分

事故者の思い

魔が差した

どうしてあんなことをしたのかわからない

普段では考えられないことをしてしまった

■ 日頃から危機意識を持つことにより、深刻な事態の回避へ!

- 特定個人だけと親しくなるのではなく、児童生徒全体に心配りすることが大切です。
- 児童生徒と教職員の間「一定の距離」の維持が必要です。
- 日頃から『自分を守る』ことが、自分に関わる全ての人を守ることになります。

自分自身の危機管理

現在、教職員が置かれている社会的状況は大変厳しいものです。

ちょっと「脇が甘い」ことが重大な結果につながる可能性があることを自覚しましょう。

日頃から、危機意識を持ち、「自分を守る」危機管理を行うことが大切です。

「自分を守る」ポイント

1対1の閉鎖的空間=私的空間となってしまうように気をつけよう!

- 密室になっていないか。
- 複数の教員で対応しているか。
- 自宅等で児童生徒と対応していないか。

飲酒時の対応に気をつけよう!

- 児童生徒と直接対応していないか。
- 自宅等で児童生徒と対応していないか。

出張・旅行での対応に気をつけよう!

- 密室になっていないか。
- 複数の教員で対応しているか。

メルアド等交換は慎重に!

- 児童生徒へのメール等を公表できるか。

わいせつ・セクハラ事故の未然防止のための『申し合わせ等確認事項』

平成18年9月に各道立学校において「わいせつ・セクハラ事故の根絶」を重点項目とした「不祥事防止強調月間」を設定し、職場内研修や話し合いなどの取組を行い、各学校から「申し合わせ等確認事項」として報告いただいたところですが、その中から参考となる事例をまとめたものですので、校内研修等の資料として活用願います。

● 生徒とのかかわり方

携帯電話の使用

- ・生徒への携帯電話を使用して連絡する場合は緊急のときに限る。
- ・生徒に電話連絡するときは、携帯電話ではなく、学校の電話を使用する。
- ・生徒への電話連絡は保護者を通じ、生徒に直接連絡しない。

メール、ライン等の使用

- ・生徒と個人的なメール、ライン等を行わない。
- ・生徒へのメール、ライン等は緊急時のみで、部活動では集合場所等の連絡に限る。
- ・メール、ライン等の使用に関しガイドラインを設け、教職員への徹底を図る。
- ・生徒にメールアドレス等は教えない。
- ・生徒とのメール、ライン等のやりとりは公表されても誤解されないよう適正を期す。

日常の対応について

- ・生徒と一線を画し、毅然とした姿勢を保つ。
- ・生徒を自宅（公宅）等へは絶対に入れない。
- ・生徒と友人関係にならない。あだ名で呼び合わない。
- ・教育現場で着用する服装に注意を払う。

自家用車での生徒の送迎

※部活動や生徒指導などで生徒の下校が遅くなったときの対応

- ・遅くなったときは、保護者に迎えに来てもらい、自分の車では送らない。
- ・やむを得ず生徒を車で送るときは、保護者に会い、直接事情を説明する。

● 生徒指導等の対応

相談室等における生徒指導

- ・ 校内で密室になるような場所での指導は避ける。
- ・ 生徒との面談は教室の戸を開ける、廊下から見える位置で行うなど注意する。
- ・ カーテンは開け、ドアの前の衝立は取り除き、対面で座り、出入り口は開放する。

生徒指導を行う相談室等の整備

- ・ 準備室や相談室の入り口に貼り物はせず、室内が廊下から見えるようにする。
- ・ 校舎内で死角になるような場所をつくらない。

異性の生徒への個別指導

- ・ 個別指導は必ず学校で行い、指導場所を明示する。
- ・ 事前に教頭等に時間と場所を連絡し、指示を受ける。
- ・ 自分の動向を同僚・周囲に伝えておく。

複数教員等による対応

- ・ 女子生徒を指導する場合は、複数の教員や同性の教員で対応する。
- ・ 養護教諭・保健室と連携し対処する。
- ・ 生徒指導、教育相談は初期の段階から複数の教員が連携し対応する。
- ・ 生徒からの相談事は保護者とも共有し、保護者に学校に来ていただき対応する。

特別支援学校の取組

- ・ 宿泊的行事での指導体制等については、同性が対応するように計画する。
- ・ 児童生徒の衣服の着脱や排泄などの指導では同性の教員が行う。
- ・ 着替え、身体計測、排泄指導等における同性介助を可能な限り徹底する。

● 部活動の指導

生徒への身体接触

- ・顧問の複数配置を有効に利用し、教員が互いに牽制する。
- ・個別指導・マッサージは密室を避け、複数の指導者と他の生徒がいる場で行う。
- ・異性の生徒への身体接触は行わない（例：テーピングは同性の指導者やマネージャー、保護者が実施）

遠征先での対応

- ・生徒と教員が二人だけにならない。
- ・ミーティングは、複数の指導者や保護者同席のもで行う。

● セクハラ防止

委員会の設置等

- ・相談窓口を設け、担当者に管理職及び同性の職員を配置する。
- ・校内でセクハラ防止委員を設置し、職員の相談に対応する体制を整備する。
- ・わいせつ・セクハラに対する校内検討委員会を設置する。
- ・「スクール・セクシュアル・ハラスメント防止についての指針」を作成する。
- ・毎月第一水曜日を「わいせつ・セクハラ等不祥事防止強調の日」とする。
- ・生徒から相談があった場合は組織的に対応する。（連絡：教師→学年主任→管理職）
- ・セクハラの情報を知り得た場合は、例え噂であっても速やかに管理職に相談する。

教育実習生への指導

- ・教育実習生(異性)への指導は、できる限り複数で行い、夜遅くまでの指導は行わない。
- ・二人だけで教室で行う指導は、管理職の了解のもと行うが、周囲に誤解を与えないよう配慮する。

保護者への対応

- ・メールで保護者と連絡をとる場合は、管理職の了解を得てから、私的な内容を交えずに、用件のみを端的に伝える。
- ・保護者からの相談対応は、学校以外で個別に話をせず、学校内で複数の教員により対応する。

● 校内研修・職場環境づくり

校内研修

- ・ 不祥事に関する新聞記事があれば、問題点等について、交代で職員に発表させる。
- ・ 他校の取組事例等の積極的な情報収集や職員への情報提供に心がける。

職員間のコミュニケーション

- ・ 何でも相談できる職場の雰囲気作りを心がける。
- ・ ベテラン教諭が若手を指導したり相談を受ける体制づくりを進める。

職員のメンタルヘルス

- ・ スポーツ等によるストレスの解消を促進する。
- ・ 時間外勤務の縮減に取り組み、休日等にはリフレッシュできるように心がける。

6 セクハラ

I 導入編

1 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)は、個人としての尊厳を不当に傷つけるばかりでなく、職場の秩序や業務の遂行を阻害する問題として、社会的にも許されない行為です。

性に関する言動の受止め方には個人間や男女間で差があり、たとえ親しさを表す言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあります。また、セクハラを受けた者が、職場の人間関係等を考え、拒否することができない場合もあり得ます。

「相手が許容するだろう」、「相手が明確に拒否していないからいいだろう」などという勝手な思い込みは禁物です。

特に、児童生徒に対するセクハラは、指導する側と指導される側という関係のもと、教職員の優越的な立場を利用するものであって悪質性が高く、極めて重大な非違行為であり、児童生徒や保護者、地域等の学校に対する信頼を著しく損なうものです。

懲戒処分の指針では、セクハラとは、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれに当たる。なお、児童生徒に対する性的な言動は、自校、他校の別を問わない。」としています。

2 セクハラ行為をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

セクハラ行為をした教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

2 わいせつ行為等及びセクシュアル・ハラスメント

(1) 児童生徒に対する行為

イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合・・・免職、停職又は減給

※ セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合・・・免職又は停職

(2) 上記以外の者に対する行為

イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合・・・停職、減給又は戒告

※ セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合・
・免職又は停職

(2) 刑事上の責任

関係法令に抵触する場合、刑事処分を受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

<関係法令>

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2～3 略

○上記のほかは、「わいせつ行為」に記載している関係法令を参照してください。

<参考資料>

・「わいせつ・セクハラ事故の未然防止のための「申し合わせ等確認事項」(「教職員のわいせつ事故の防止について」(平成19年4月20日付け教職第108号北海道教育庁企画総務部長通知)」を82ページに掲載していますので、校内研修等で活用してください。

II 事例演習編

ケース6の1 児童生徒に対するセクハラ

<事例>

- ・平成25年5月頃から11月頃までの間、女子生徒1名の肩や脇腹をペンでつつくなどの行為を繰り返し行うなどし、不快感を与えた。また、平成25年7月上旬、生徒が飲酒したことを認識したにもかかわらず、その場で指導せず、管理職への報告も怠った。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

- ・高等学校・教諭・男性(26歳)

<処分内容>

- ・停職3か月



<背景等(※架空設定)>

- ・事故者は、被害女子生徒から相談がある旨の話があり、校内で相談を受ける時間がなかったため自家用車に乗車させ、自宅まで送る間に相談を受けていた。その後も被害女子生徒を自家用車に乗車させ、自宅まで送ったことがあった。
- ・事故者は、被害女子生徒を含む複数の生徒とラインで私的なメッセージ交換を行っていた。
- ・別の生徒から養護教諭に対し、事故者が被害女子生徒を指導する際の距離が近すぎ、セクハラに当たるのではないかとの話があり、養護教諭から報告を受けた生徒指導部長から事故者に対して、生徒との距離が近すぎることを注意していた。

★ここからは、

**あなたが非違行為を行った当事者になった立場で
考えてみましょう。**

ステップ1)「心情・反省」

▶どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身が取べきだった行動」と「②管理職員・同僚が取べきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身が取べきだった行動

②管理職員・同僚が取べきだった行動

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が児童生徒に対するセクハラを行わないために、又は同僚が児童生徒に対するセクハラを行わないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

ステップ5)「実行」

▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。

▶実行状況を報告し合うなど、
定期的に実行状況を確認しましょう。

★過去に、道内の教職員が実際に起こした児童生徒に対するセクハラの事例に共通する事柄を、自分のこととして受け止めましょう。

その一 児童生徒との**私的なメール等のやり取りは行わない**。

その二 児童生徒と学校職員という関係をしっかり意識し、**一線を画す**。**自分**
は大丈夫との甘い考えは一切捨てる。

その三 児童生徒と職員が交際している、私的メールのやり取りをしているとの噂を耳にしたら、**速やかに管理職員に連絡し、対応**する。また、**その後の状況を継続的に確認**する。

<事例演習の例>

ケース6の1 児童生徒に対するセクハラ

ステップ1)「心情・反省」

▶どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

(例)

- ・生徒には、多大なる不安や不快感を与え、深い傷を負わせてしまったことを深くお詫びしたい。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

(例)

- ・保護者説明会では「子どもたちに接しないようにしてほしい」等の意見があるなど、保護者からの信頼を失った。
- ・懲戒処分を受けたことにより、昇給や退職するまでの給与、勤勉手当のほか退職手当、年金にも影響が生じ、経済的損失を受けた。

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

(例)

- ・生徒や保護者に噂が広まり、説明会開催の要望が強かったため、女子生徒のプライバシーを考慮の上、全校集会及び臨時PTA総会を開催して、管理職員から事故の概要を説明し、謝罪した。
- ・年度途中で担任を交代せざるを得なくなった。

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身取るべきだった行動」と「②管理職員・同僚取るべきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身取るべきだった行動

(例)

- ・私的なメールやラインのやり取りをしたり、自家用車に女子生徒を乗車させるべきでなかった(教師と生徒という関係にあることを忘れてはならない。)
- ・どうしても生徒と1対1でメール等のやり取りが必要な場合は、管理職員に相談してから対応すべきだった。
- ・生徒指導部長から指導されたときに、指導方法を見直すべきだった。

②管理職員・同僚取るべきだった行動

(例)

- ・日頃から、職員とコミュニケーションをとり、悩みに寄り添ったり、職員の変化に気づくような指導を心掛けるべきだった。
- ・生徒指導部長が指導した後も、それで終わるのではなく指導方法が改まったかどうか継続的に確認すべきだった。また、指導した時点で、管理職員に報告すべきだった。
- ・別の生徒から申出があった時点で、管理職員としても事実関係を把握し、必要に応じて指導すべきだった。

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が児童生徒に対するセクハラを行わないために、又は同僚が児童生徒に対するセクハラを行わないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

(例)

- ・生徒との間で私的なメール等のやり取りは、絶対に行わない。
- ・同僚が生徒と交際している、メール等のやり取りをしているといった噂を耳にしたら、速やかに管理職員に報告する。
- ・女子生徒の肩や脇腹をペンでつつくなどの行為をするようになった本当の理由を考え、その理由をなくすためにはどうするかを考える。

ステップ5)「実行」

▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。

▶実行状況を報告し合うなど、定期的に実行状況を確認しましょう。

ケース6の2 児童生徒以外に対するセクハラ

<事例>

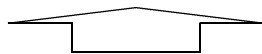
- ・平成25年12月13日(金)21時45分頃、職場の忘年会において、同僚の女性職員に対し、身体を寄せ付け肩に手を回しながら頬を女性職員の頬に擦り付け、恐怖心や嫌悪感を与えた。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

- ・高等学校・事務主任・男性(55歳)

<処分内容>

- ・減給6か月



<背景等(※架空設定)>

- ・当日は、事故者を含めた職場の同僚の忘年会で、事故者は「酔っていて記憶にない」と話すほど、酒に酔った状態であった。
- ・懇親会の席で事故者によるセクハラ行為を目撃した同僚職員は複数いたが、盛り上がっている宴会の雰囲気が壊れることをためらう気持ちや、被害者の女性職員が恐怖や嫌悪を感じているとまでは分からなかったため、当該女性職員には座席の移動を促しただけで、事故者には注意しなかった。
- ・セクハラ行為を目撃した同僚職員から管理職員への報告はなく、被害者の女性職員からの校長への訴えで事案が判明した。

★ここからは、

**あなたが非違行為を行った当事者になった立場で
考えてみましょう。**

ステップ1)「心情・反省」

▶今どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身取るべきだった行動」と「②管理職員・同僚取るべきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身取るべきだった行動

②管理職員・同僚取るべきだった行動

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が児童生徒以外に対するセクハラを行わないために、又は同僚が児童生徒以外に対するセクハラを行わないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

ステップ5)「実行」

▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。

▶実行状況を報告し合うなど、
定期的に実行状況を確認しましょう。

★過去に、道内の教職員が実際に起こした児童生徒以外に対するセクハラの事例に共通する事柄を、自分のこととして受け止めましょう。

その一 セクハラをされる**被害者の立場に立って行動**する。

その二 セクハラかどうか判断がつかなくても、**おかしいと思う行為を目撃したら、その場でやめさせる**。そして、**必ず管理職に報告**する。

その三 セクハラを行い、飲酒等により**「記憶にない」ということは言い訳にならない**ことを理解する。自分で**正常な判断ができる範囲での飲酒**にとどめる。

<事例演習の例>

ケース6の2 児童生徒以外に対するセクハラ

ステップ1)「心情・反省」

▶ 今どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

(例)

- ・ 酒に酔っていたため事故の内容の記憶はないが、複数の目撃者がおり、事実と考えている。
- ・ 酒に酔っていたことは言い訳にならず、被害者に対して大変申し訳なく思っている。

ステップ2)「影響等」

▶ この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

(例)

- ・ 被害者の女性職員と話す機会が一切なくなり、職場では避けられるようになった。
- ・ 懲戒処分を受けたことにより、昇給や退職するまでの給与、勤勉手当のほか退職手当、年金にも影響が生じ、経済的損失を受けた。

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

(例)

- ・ P T A 役員から、教職員が同じ職場の女性職員にセクハラを行ったことの重大性を指摘する話があり、改めて、学校全体で服務規律の徹底を図る取組を行うよう要請があった。

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身取るべきだった行動」と「②管理職員・同僚取るべきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身取るべきだった行動

(例)

- ・これまでも酒席で他人に迷惑をかけたことがあったので、酒席でもノンアルコールで通すべきだった。
- ・これまでも飲酒すると記憶がなくなることがあった。このときに、飲酒の危険性に気付き、節度ある飲酒を心掛けるべきだった。

②管理職員・同僚取るべきだった行動

(例)

- ・日頃から、セクハラ事案に関する職場研修を実施するなどし、職員一人一人にしっかりと意識付けすべきだった。
- ・飲酒したときは、正常な判断をしにくくなることを一人一人がきちんと認識し、酩酊状態の職員をタクシーで帰宅させたり、水に切り替えたりするよう促すなどすべきだった。

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が児童生徒以外に対するセクハラを行わないために、又は同僚が児童生徒以外に対するセクハラを行わないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

(例)

- ・酒席でもノンアルコールで通すようにする。
- ・自分自身、飲酒時は体調の変化に気をつけ、周囲に迷惑をかけないようにする。
- ・セクハラに至るような言動を目撃したら、本人に対してその場ですぐに注意するとともに、速やかに管理職員に報告する。

ステップ5)「実行」

▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。

▶実行状況を報告し合うなど、定期的に実行状況を確認しましょう。

Ⅲ 過去の処分事例編

<児童生徒に対するセクハラ>

学校種別 職名 性別(年齢)	処分	事故の概要
高等学校 教諭 男性(59)	停職3か月	平成27年8月26日(水)16時頃から、校内で、女子生徒の写真を撮影した際に、体を斜めにするポーズを取らせるため、その肩を触ったり、手を握るなどした。 また、同年11月22日(日)から、当該女子生徒と携帯電話で私的なメッセージのやり取りを行うようになり、そのやり取りの中で、当該女子生徒に対し、「どこかで二人きりで会える時間を作ってもらえないか。」などと不適切な内容のメッセージを送信した。
高等学校 教諭 男性(59)	停職1か月	平成25年11月21日(木)、性的な表現を含む自作の文書を授業中に配付し、生徒に不快感を与えた。

<児童生徒以外に対するセクハラ>

学校種別 職名 性別(年齢)	処分	事故の概要
中学校 教諭 男性(39)	減給6か月	平成24年12月26日(水)0時頃、女性教諭に抱きつこうとしたほか、同教諭の胸の上部を右手の指で軽く触り、同教諭に嫌悪感等を与えた。

<チェックリスト>

【わいせつ行為等・セクハラ共通】

- わいせつ行為等を行った教職員は、懲戒免職又は停職となることを知っていますか。
- 生徒指導や部活動指導などの際は、密室を避け、複数で行うようにしていますか。

- 個別に、生徒指導、学習指導にあたる時は、管理職員をはじめ学年主任等、複数の職員に連絡をしていますか。
- 空き教室や特別教室の施設管理の徹底と、準備室等の密室化の防止を図っていますか。
- 児童生徒との連絡は、「職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程」等の連絡手段に関わるルールに基づいて行っていますか。
- 児童生徒を、私的用途で自家用車に乗せていませんか。
- 児童生徒を、管理職員への相談を行わずに独断で、自宅(公宅)に入れていませんか。
- 勤務時間中に私的なメールやツイッターをしたり、SNSへの書込等をしていませんか。
- 自分の氏名や身分等の公開のいかんを問わず、インターネット上の掲示板やSNSに不適切な書込等をしていませんか。

妊娠、出産、育児又は介護に関する ハラスメントの防止

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の改正に伴い、妊娠、出産やこれに伴う各種制度利用に関するハラスメントの防止措置や相談体制等を定めることを目的として、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」を定め、各道立学校においては、平成29年1月20日以降この指針によることとしています。

<指針の主な内容>

1 定義

- 妊娠、出産や、育児休業、介護休暇等の各種制度の利用等に関する言動により勤務環境が害されること(客観的な観点から認められる場合に限る。)
 - ▶上司又は同僚(部下を含む。)の言動によるものが該当。
 - ▶職場のほか、懇親の場等であって職務と密接に関連するもので行われる言動も含む。
 - ▶業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しない。

【ハラスメントの主な言動例】

- ・不利益取扱の示唆
 - ▶育児休業の取得を上司に相談したところ、「今後の昇任に影響すると思う。」と言われた。
- ・業務上の必要性に基づかない制度の利用等阻害
 - ▶介護休暇の利用を周囲に伝えたところ、同僚から「自分は休暇を利用しないで介護する。あなたもそうすべき。」と言われた。「でも、自分は利用したい。」と再度伝えたが、再度同じ発言をされ、利用をあきらめざるを得ない状況になった。
- ・繰り返し嫌がらせをすること
 - ▶「自分だけ短時間勤務をするのは周りを考えていない。迷惑だ。」と繰り返し又は継続的に言われ、勤務する上で看過できない程度の支障が生じた。

2 職員の責務

- 全ての職員は、自らの言動により、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないように注意しなければならない。
- 所属長等管理職員は、所属職員への指導等により、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

【ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項】

- ・妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動はハラスメントの原因や背景となること。
- ・管理職員は、各種制度を利用した周囲の職員への業務の偏りを軽減するよう、業務分担の見直しや業務の効率化等を行うこと。
- ・妊娠等をし、又は各種制度を利用する職員は、周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら、自身の体調等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つこと。

3 研修等

- 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等を図るため、職場研修や階層別研修を実施。

4 苦情相談への対応

- 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る苦情相談に対応するため、苦情相談体制を整備し、苦情相談員は事実関係の確認や当事者に対する助言等により、問題の迅速かつ適切な解決に努めるものとする。
※セクシュアル・ハラスメントと一体的な相談体制とするため、苦情相談員は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談員をもって充てる。

7 体 罰

I 導入編

1 体罰

学校における児童生徒への体罰は、法律(学校教育法第11条)により禁止されています。

通常、体罰と判断されると考えられる行為には、身体に対する侵害を内容とするものと、肉体的苦痛を与えるようなものがあります。

校長及び教員(以下「教員等」という。)は、いかなる場合も体罰を行ってはならず、違法行為である体罰を行った場合は、教員等が以下に示すような責任を負うばかりでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させることになります。

2 体罰に関する基本認識を深める必要性(「学校教育資料 望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」(平成25年6月北海道教育委員会)を十分活用して)

体罰は、いかなる理由があっても絶対に許されない行為であるにもかかわらず、学校現場では依然として、感情的になって児童生徒をたたくといった事案が後を絶たないほか、過去に体罰で懲戒処分を受けた教員等が繰り返し体罰を行う事案が相次いで発生しています。

さらに、体罰事故について教育委員会に報告しなかったことや、同一校で繰り返し体罰が行われたことにより、管理監督者を懲戒処分とする事案も発生しています。

こうしたことから、「学校教育資料 望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」(平成25年6月北海道教育委員会)を十分に有効活用して、授業や部活動での効果的な指導について全教員等を対象とした校内研修等の取組を確実に実施し、体罰防止に係る教員等の基本認識を深めるとともに、速やかな体罰把握のための校内体制の整備・点検を行う必要があります。

※「学校教育資料 望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」は、北海道教育委員会のホームページ(http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/nozomashiishido_unoarikata.htm)からダウンロードできます。

3 コミュニケーション能力向上の必要性(「校内研修資料 教師と児童生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方～体罰事故等を回避するための危機回避(リスクヘッジ)能力について～」(平成29年3月北海道立教育研究所研究・相談部)を十分活用して)

上記2の資料は、体罰に関する法令等や事例を理解し、未然防止のための指

導技術に関する基本的な知識を習得すること等を主眼としているのに対し、この研修資料は、児童生徒へのあるべき接し方を理解し、コーチングや解決志向アプローチ、アサーショントレーニングなどといった指導技術を習得することにより、コミュニケーション能力をより一層向上させること等を主眼としています。

各学校においては、この研修資料を有効に活用して教員等が指導技術を習得し、コミュニケーション能力のより一層の向上を通じて、児童生徒とのより望ましい関係の構築を図ることによって、体罰の防止につなげていくことが重要です。

※「校内研修資料 教師と児童生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方～体罰事故等を回避するための危機回避(リスクヘッジ)能力について～」は、北海道立教育研究所のホームページ(<http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/counseling/>研究相談部資料/?action=cabinet_action_main_download&block_id=939&room_id=1&cabinet_id=16&file_id=3409&upload_id=4323)からダウンロードできます。

4 体罰をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

体罰をした教員等に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

3 体罰

- (1) 体罰を加え、児童生徒を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合
・・・免職又は停職
- (2) 体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合・・・停職又は減給
- (3) 上記以外の体罰を加えた場合・・・戒告
- (4) 体罰の方法や程度、人数、回数などにより加重する場合がある。

(2) 刑事上の責任

暴行罪や傷害罪など刑法の規定に抵触し、刑事処分を受ける場合があります。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

<参考>

【裁判例(体罰に対する社会の目は厳しい。)】

- 裁判長説論(教師が生徒に平手打ち2回：罰金10万円、損害賠償50万円)
「けがをしていない事件に50万円という賠償額は高額とも考えられるが、これは学校教育の場から体罰を根絶してもらいたいという裁判所の気持ちの表明である。」
～東京高裁：昭和56年4月1日～

【全国人権擁護委員連合会メッセージ(体罰に対する社会の目は厳しい。)】

学校における体罰問題に関するメッセージ

殴る、蹴る、長時間の正座を強いて苦痛を与える等の体罰は、法律で禁止されています。愛のムチ、指導のつもりで行う人もいるのかもしれませんが、人間の尊厳を損ない、ときに身体に重大な障害を与えるだけでなく、子どもの成長発達に悪影響を及ぼし、精神的に追い詰めることにもなりかねません。生涯、消えることのないトラウマを残し、暴力容認の風潮を助長することにもなります。

体罰は絶対にしないでください。体罰を受けている人、体罰を見た人、聞いた人は、私たち、人権擁護委員に連絡してください。秘密は必ず守ります。

小中学校を通して全国の小中学生に配布した「子どもの人権SOSミニレター」を使って連絡しても、全国共通・無料の「子どもの人権110番」(0120-007-110)に電話してもかまいません。メールも受け付けています。

私たち人権擁護委員は、「人権」を取り戻すための仕事に取り組んでいます。体罰をストップさせるために、全国1万4千人の人権擁護委員が全力を尽くします。どうか声をあげて、私たちに助けを求めてください。

保護者の方も、お子さんを護るために、人権擁護委員を御活用ください。

子どもの未来は人類の未来なのです。この未来を希望に満ちたものにしたい。これが私たちの願いです。

平成25年7月19日

<関係法令>

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○刑法(明治40年法律第45号)

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(過失傷害)

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 略

(逮捕及び監禁)

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

○人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。

(委員の使命)

第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第六条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2～8 略

(委員の職務)

第十一条 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

- 一 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。
- 二 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- 三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- 四 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
- 五 その他人権の擁護に努めること。

(協議会、連合会及び全国連合会)

第十六条 人権擁護委員は、法務大臣が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

- 2 人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。
- 3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

Ⅱ 事例演習編

ケース7 体罰

<事例>

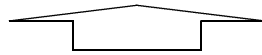
- ・平成26年10月21日(火)15時10分頃、体育館で演劇の指導をしていた際、生徒が事故者を馬鹿にするような言動をとったことに感情的になり、平手で生徒の後頭部をたたいた。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

- ・中学校・教諭・男性(49歳)

<処分内容>

- ・戒告



<背景等(※架空設定)>

- ・体罰を行う30分程度前に、当該被害生徒が他の生徒の活動を妨げていたため、事故者から口頭で注意を受けていた。

★ここからは、

**あなたが非違行為を行った当事者になった立場で
考えてみましょう。**

ステップ1)「心情・反省」

- ▶今どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身が取べきだった行動」と「②管理職員・同僚が取べきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身が取べきだった行動

②管理職員・同僚が取べきだった行動

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が体罰をしないために、又は同僚が体罰をしないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

ステップ5)「実行」

- ▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。
- ▶実行状況を報告し合うなどし、定期的に実行状況を確認しましょう。

★過去に、道内の教職員が実際に起こした体罰の事例に共通する事柄を、自分のこととして受け止めましょう。

- その一 体罰は、法律で禁止されているから行ってはならないという理解にとどまるのではなく、**児童生徒の心身に深刻な悪影響**を与え、教職員や学校への**信頼を失墜**させる行為であることを理解する。
- その二 学校教育の目標は、単にその場を収めるだけでなく、**子どもが納得して指導内容を社会で実践できるようにすること**であり、**定着まで我慢強く、粘り強く指導する**必要があることを理解する。
- その三 体罰は教職員の**心の隙にその芽が潜んでいる**(「これくらいなら大丈夫という思い」、「愛の鞭という身勝手な思い」、「少々痛い目に合わせるくらいでなければ、教育できないという思い」)。
- その四 **冷静になれる術(技)**を身に付ける(感情的になり自分を見失い、体罰を行う。冷静に行われる体罰はない)。

<事例演習の例>

ケース7 体罰

ステップ1)「心情・反省」

▶どのような「心情・反省」に至っているか、心理的側面から考えてみましょう。

(例)

- ・教師の専門性を否定する力に頼った指導を行ってしまい、体罰への認識が甘く、生徒への指導として不適切な手段であったと反省している。

ステップ2)「影響等」

▶この非違行為を行ったことにより生じた影響等について、「①自分自身に生じた影響」と、「②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応」に分けて、客観的側面から考えてみましょう。

①自分自身に生じた影響

(例)

- ・保護者から指導方法について抗議を受けるなど、保護者からの信頼を失った。
- ・生徒や保護者から「体罰教師」と噂されるようになった。
- ・懲戒処分を受けたことにより、昇給や退職するまでの給与、期末勤勉手当のほか退職手当、年金にも影響が生じ、経済的損失を受けた。

②学校等周囲に生じた影響や、学校として必要になった対応

(例)

- ・体罰を受けたことが生徒の心の傷として残り、学習への集中力低下を引き起こしたほか、周りの生徒に対しても、力による解決を容認する風潮を生じさせた。
- ・事案発覚後、事故者は校長とともに体罰を受けた生徒の自宅を訪れ、本人と保護者に謝罪するとともに、クラスの保護者に対して当該事案を説明し、謝罪した。
- ・しばらくの間、クラスの指導は副担任が行うこととなった。

ステップ3)「取るべきだった行動」

▶ステップ1で考えた心理的側面での反省等や、ステップ2で考えた客観的側面での影響等を生じさせた当該非違行為について、どのように行動していれば防ぐことができたのか、本来どう行動すべきだったのか、「①自分自身が取るべきだった行動」と「②管理職員・同僚が取るべきだった行動」に分けて考えてみましょう。

①自分自身が取るべきだった行動

(例)

- ・事前に口頭による指導を行っていたとはいえ、どのような状況であっても、冷静かつ客観的な視点をもって児童生徒を指導する必要があった。
- ・カッとなった際には、深呼吸をする、心の中で6秒数えるなどして、冷静さを取り戻してから指導する必要があった。

②管理職員・同僚が取るべきだった行動

(例)

- ・学校教育資料「望ましい指導の在り方ー体罰の根絶を目指してー」(北海道教育委員会)を活用して校内研修を実施し、カッとなった際にも冷静に対応できるようにアンガーマネジメントの能力を高めるなど、教職員一人一人が体罰に関する正しい認識や対応を身に付けられるよう努める必要があった。
- ・指導の際に声を荒げることがある教職員については、同僚が一声かけたり、管理職が個別指導を行うなど、日頃から注意する必要があった。
- ・互いの指導に干渉しない、させないという固定意識はもたず、同僚から注意しにくい人間関係の職場にあっては、管理職が中心となって、職場環境の改善について職員全体で話し合い、環境改善に努める必要があった。
- ・指導が困難な生徒への指導については、複数の教職員が連携して指導に当たるなど、体罰が発生しにくい校内体制を整備する必要があった。

ステップ4)「今後の行動」

▶今後、あなた自身が体罰をしないために、又は同僚が体罰をしないようにするために、あなた自身がどのような行動をとればよいか考えてみましょう。

(例)

- ・指導が困難な生徒の指導は、同僚の先生に同行してもらった上で、指導する。
- ・学校教育資料「望ましい指導の在り方ー体罰の根絶を目指してー」に掲載している事例をシミュレーションしながら、アサーティブな対応やアンガーマネジメントの能力を高める。

ステップ5)「実行」

- ▶上記の「今後の行動」を確実に実行しましょう。
- ▶実行状況を報告し合うなど、定期的に実行状況を確認しましょう。

Ⅲ 過去の処分事例編

学校種別 職名 性別(年齢)	処分	事故の概要
中学校 教諭 男性(45)	減給1か月	平成27年10月7日(水)17時40分、教室で生徒を指導した際、ふざけていたことに感情的になり、その右側頭部を平手でたたき、けがを負わせた。
中学校 教諭 男性(37)	戒告	平成27年9月30日(水)16時頃、生徒会室で生徒を指導していた際、当該生徒が素直に反省しないことに感情的になり、正面から両手でその首を絞めるなどした。
特別支援学校 教諭 男性(47)	減給1か月	平成27年9月25日(金)12時40分頃、体育館で、生徒Aに生徒Bをたたいたことについて確認した際、生徒Aが曖昧な態度をとったことに感情的になり、その臀部を平手でたたいた。
小学校 教諭 女性(59)	減給1か月	平成26年3月3日(月)12時20分頃、学校行事の練習を指導していた際、児童が指示どおりに行動できず、練習終了後に再度指示したものの、児童が指示どおりに行動できなかったことに感情的になり、児童の臀部を平手で1回たたいた。
特別支援学校 教諭 男性(61)	減給2か月	平成25年12月4日(水)12時30分頃、廊下で他の生徒をひっかいた生徒を指導した際、反抗的な態度を取ったため、平手で後頭部を1回たたいた。
小学校 教諭 男性(48)	減給1か月	平成25年10月30日(火)10時頃、授業中に騒いだり、他の児童にいたずらをしていた児童を指導する際、教科書で児童の頭部を1回たたいた。
中学校 教諭 男性(46)	減給1か月	平成25年8月下旬から9月上旬、授業を開始したにもかかわらず、授業の準備をせずに遊んでいた児童を指導する際、教科書で児童の頭部を1回たたいた。 平成25年9月下旬の放課後、文化祭で発表する劇の練習をしていなかったことを同級生のせいにした児童を指導する際、児童の胸を手で押そうとした際に手が滑り、首を絞めるような状態のまま、後方の壁に押し付けた。

学校種別 職 名 性別(年齢)	処 分	事 故 の 概 要
中 学 校 教 諭 男性(31)	停職4か月	平成25年7月頃から平成27年2月9日(月)までの間、顧問をする部活動の複数の生徒に対し、練習に対する取組姿勢などについて指導した際に、生徒の頬を平手でたたくななどの体罰を繰り返し行った。 なお、過去に体罰で2回懲戒処分を受けている。
中 学 校 教 諭 男性(60)	停職1か月	平成25年5月頃、廊下で会うたびに足で生徒の脛の辺りを蹴る行為を、4、5日にわたり繰り返し行った。 なお、過去に体罰で「停職1か月」の処分を受けているほか、平成24年9月に別の体罰が発覚(25年12月処分済)した際、校長から指導を受けていたにもかかわらず、体罰を繰り返した。
高等学校 教 諭 男性(56)	戒告	平成25年1月6日(日)、当時顧問をする部活動の指導中、他校の練習試合でミスを重ねた生徒に感情的になり、手で当該生徒の髪の毛を掴み、前後に揺らしながら叱責した。
小 学 校 教 諭 男性(58)	減給2か月	平成24年11月9日(金)11時頃、授業中に机に頭を伏せていた児童を指導した際、反抗的な態度を取ったため、拳で頭部を1回たたいた。
中 学 校 教 諭 男性(41)	戒告	平成24年10月20日(土)8時40分頃、清掃を中断してその場を離れた生徒に対し清掃に戻るよう注意したところ、ふてくされた態度をとったことに感情的になり、両肩を掴んで壁まで押し、拳で腹部を1回たたき、もみ合いになった際に、両手で首を軽く絞めた。
中 学 校 教 諭 男性(35)	戒告	平成24年10月10日(水)15時頃、学校祭で展示する壁画の作成指導中、作成中の壁画を誤って踏みつけた生徒を指導する際、膝で臀部を1回蹴った。
中 学 校 教 諭 男性(49)	戒告	平成24年4月30日(月)11時頃、顧問をする部活動の練習試合中、ベンチで自分の前に座っていた生徒が立ち上がって視界を遮ったことに感情的になり、その頭頂部を右の平手で1回たたいた。

学校種別 職 名 性別(年齢)	処 分	事 故 の 概 要
小 学 校 教 諭 男性(42)	減給1か月	平成24年4月頃から5月頃までの間に一度、授業に集中しない児童4名を、平手で頭部を1回ずつたたいて指導した。
高等学校 教 諭 男性(39)	減給2か月	平成23年度において、居眠りなど授業に集中しない生徒を指導する際、平手で頭部をたたくななどの体罰を複数の生徒に繰り返し行った。また、忘れ物をした生徒に対し過度の筋力トレーニングを課し肉体的な苦痛を与えた。
中 学 校 教 諭 女性(46)	減給1か月	平成23年10月25日(火)10時50分頃、授業中にガムを食べていた生徒3名を指導する際、平手で頬を1回ずつたたいた。その後、3名の生徒を廊下で指導したところ、うち1名の生徒に反省が見られなかったことから、平手で頬を数回たたいた。
高等学校 実習担任教諭 男性(52)	減給2か月	平成23年9月頃から12月頃までの間、忘れ物をした生徒指導する際、臀部を竹刀で1回ずつたたくな行為を複数の生徒に対し行った。また、未提出のレポートを提出するよう指導する際、生徒1名に対し20分から30分程度正座させ指導した。
中 学 校 教 諭 男性(32)	減給2か月	平成23年6月中の18時30分頃、少年団活動の指導中、生徒1名の練習態度などを指導する際、平手で頬を4回たたき、左耳の鼓膜を損傷するけがを負わせた。 なお、過去に体罰で処分を受けた際の事情聴取等において、本件事故を報告すべきところ、報告をしていなかった。
高等学校 教 諭 男性(46)	減給2か月	平成23年4月頃から平成24年11月頃までの間、忘れ物や授業に集中しない生徒を指導する際、平手や教務手帳等でたたくな体罰を複数の生徒に繰り返し行った。
高等学校 教 諭 男性(43)	減給4か月	平成22年5月頃から平成23年10月頃までの間、忘れ物をしたり、追試の合格点に到達しなかった生徒に対し、平手や角材等でたたくななどの体罰を複数の生徒に対し繰り返し行った。 また、平成23年10月25日(火)、不適切な言動により生徒1名に精神的な苦痛を与え、不登校状態にさせた。

<チェックリスト>

- 日頃から、校内で体罰のない指導の在り方を、アンガーマネジメント、カウンセリングマインド、アサーショントレーニング等の観点から真剣に話し合っていますか。
- 問題を抱えた児童生徒の指導について、特定の教員や担任にだけ任せていませんか。
- 特に若い教員の学級指導などの状況を把握して、適切に指導していますか。
- 指導が困難な児童生徒に対する指導体制の確立、情報の共有は十分に行われていますか。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導は、当該児童生徒の実態を十分に把握した上で、個に応じた適切なものとなるよう学校全体で取り組んでいますか。
- 生徒指導や部活動指導などの際は、密室を避け、できる限り複数で行うようにしていますか。
- 指導が厳しすぎるとか、感情的な対応が多いといった教員が見受けられませんか。
- この程度の有形力の行使であれば、体罰に当たらないだろうと思っいませんか。
- こんなことはできて当然だという意識はありませんか。
- 少しぐらいの体罰はあった方がよいという意識が、教員や保護者の中に見受けられませんか。
- 児童生徒を、一方的に自分の方針に従わせようとする教員がいませんか。
- 授業中に私語が多い児童生徒や、反抗的な態度をとる児童生徒について、自分自身の指導方法ではなく、児童生徒自身に問題があると考え教員がいませんか。児童生徒のために、やってあげているという意識はありませんか。
- 児童生徒が他の児童生徒に対して、体罰の行為のまねをすることを考えさせていますか。
- 児童生徒が許してくれれば体罰に当たらないと思っいませんか。
- 「厳しく指導してください」という保護者の声を、そのまま受け止めていませんか。

不適切な指導

体罰事案ではありませんが、体罰の一步手前と考えられる事案が発生しています。これらを、道教委では不適切な指導事案として懲戒処分しており、その事例をいくつかピックアップします。

○処分事案 1

平成26年6月13日(金)13時30分頃、授業中、他の生徒を馬鹿にするような発言をした生徒に対して指導した際、反抗的な態度をとったため、自分が怒っていることを分からせようと教卓の袖机を蹴ったところ、当該袖机が倒れ、前列に座っていた他の生徒の足首に机の天板が当たり、けがを負わせた。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

中学校・教諭・男性(33歳)

<処分内容>

戒告

○処分事案 2

平成26年2月中旬から下旬頃の間、児童が授業に集中しない状態が続き、口頭で繰り返し注意したものの改善されないことから、反省を促すため、3回に渡り、ガムテープを貼って当該児童の口を塞いだ。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

小学校・教諭・男性(45歳)

<処分内容>

戒告

○処分事案 3

平成24年5月17日(木)8時20分頃、授業前に各教室の見回りを行っていた際、担任する学級の教室で机に座っていた生徒を発見し指導したところ、指導に従わなかったため、生徒の頭を平手でたたこうとしたがかわされ、さらにもう一度たたこうとしたところ、生徒は再度かわしたため、顔の側面を金属製の「物掛けフック」にぶつけ、右のこめかみ付近を切るけがを負った。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

中学校・教諭・男性(43歳)

<処分内容>

戒告

○処分事案 4

平成24年5月25日(金)5校時目、授業の課題に取り組むよう指導したにもかかわらず、従わなかった児童1名の両肩を強く押さえつけた後、胸元を強く両手でつかみ、3、4回揺さぶった。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

小学校・教諭・男性(59歳)

<処分内容>

戒告

上記の事案中に文言としては記載していませんが、これらの事案は、すべて当該教員が、カットとなって感情的に行った行為です。

体罰事案ではありませんが、事案の発生過程が体罰事案と酷似しており、体罰防止の取組と同様な取組が必要になります。

体罰をしなければよいのではなく、児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況に応じた指導をすべきところ、その配慮に欠けた指導については、不適切な指導になることを、職員一人一人が認識しなければなりません。

障がいのある児童生徒に対する不適切な指導

障がいのある児童生徒に対する不適切な指導の事案が発生しています。

これは、障がいのある児童生徒に対する教職員の「虐待」行為であり、決して許されることではありません。

○処分事案

平成27年5月27日(水)及び同月28日(木)、教室で、担任する生徒3名に対し、繰り返し不適切な発言をした。

<学校種別・職名・性別(年齢)>

①特別支援学校・教諭・男性(54歳)

②特別支援学校・教諭・男性(54歳)

③特別支援学校・教諭・女性(49歳)

<処分内容>

上記①～③の3名：減給1か月

上記事案は、体罰には至っていないものの、児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況に応じた指導をすべきところ、その配慮に欠けた不適切な指導にあたるものです。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」としています(第3条)。

本件事故における各事故者の発言内容は、障がいのある児童生徒を侮辱するものであり、障がい者に対する虐待の禁止という同法の趣旨及び養護者(家族、同居人等)や障害者福祉施設従事者などに対して禁止されている「障害者虐待」に「著しい暴言」などが含まれることから、同法第3条に定める「虐待」に当たるものです。

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)も施行されており、特別支援学校に限らず、すべての学校において、学校職員一人一人が、すべての児童生徒への適切な言動、人権に関する理解を十分に深めなければなりません。

<関係法令>

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
(定義)

第二条 略

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4～5 略

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ロ 略

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 略

二 略

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～二 略

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四～五 略

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～二 略

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四～五 略

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

<参考資料>

- ・「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を117ページに掲載していますので、校内研修等で活用してください。

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応指針

第1 趣旨

1 障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正をはじめとする国内法の整備等を進めてきた。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2 法の基本的な考え方

（1）法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

（2）法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条の規定により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされていることから、この対応指針（以下「本指針」という。）の対象外となる。なお、同法第34条及び第35条において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止が定められ、また、同法第36条の2及び第36条の3において、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたことを認識し、同法第36条第1項及び第36条の5第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める各指針を踏まえて適切に対処することが求められることに留意する。

3 本指針の位置付け

本指針は、法第11条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第8条に規定する事項に関し、文部科学省が所管する分野における事業者（以下「関係事業者」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

なお、事業者とは、商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地

方独立行政法人を除く。)、すなわち、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者であり、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、学校法人、宗教法人、非営利事業を行う社会福祉法人及び特定非営利活動法人を含む。なお、主たる事業に付随する事業、例えば、学校法人が設置する大学医学部の附属病院や宗教法人が設置する博物館等も、本指針の対象となる。このほか、本指針で使用する用語は、法第2条及び基本方針に定める定義に従う。

また、本指針は、法附則第7条の規定又は法の附帯決議に基づいて行われる法の見直し、法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

4 留意点

本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

なお、関係事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各関係事業者により自主的に取組が行われることが期待されるが、自主的な取組のみによってはその適切な履行が確保されず、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、文部科学大臣は、関係事業者に対して、本指針に係る十分な情報提供を行うとともに、関係事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う必要があることから、文部科学省においては、第5のとおり、相談窓口を設置することとする。

第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

関係事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

ア 法が禁止する障害者の権利利益の侵害とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害である。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、法第8条第1項に規定する不当な差別的取扱い（以下単に「不当な差別的取扱い」という。）ではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者より優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）や、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱

いとは、正当な理由なく、障害者を、関係事業者の行う事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である。関係事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいて、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すなど障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。

関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は別紙1のとおりである。

なお、1(2)で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、別紙1に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮に努めなければならないとしている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、

いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、2（2）で示す過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる可能性がある点は重要であることから、環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましい。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、意思の表明には、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が家族やコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明もコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者や日常生活・学習活動などの支援を行う支援員等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適

宜、見直しを行うことが重要である。

オ 介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者や支援員等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

カ 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合には、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。

さらに、文部科学省所管事業分野のうち学校教育分野については、障害者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、また、スポーツ分野についてはスポーツ基本法（平成23年法律第78号）等を踏まえて、文化芸術分野については文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）等を踏まえて、各分野の特に留意すべき点を別紙2のとおり示す。

（2）過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

（3）合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例は別紙1のとおりである。

なお、2（1）イで示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、掲載した具体例については、

○ 前提として、2（2）で示した過重な負担が存在しないこと

○ 事業者に強制する性格のものではないこと

○ これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。関係事業者においては、これらの合理的配慮の具体例を含む本指針の内容を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

第3 関係事業者における相談体制の整備

関係事業者においては、障害者、その家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重

要である。また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時の配慮として、対話のほか、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、ルビ付与など、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。なお、ホームページによる周知に際しては、視覚障害者、聴覚障害者等の情報アクセシビリティに配慮し、例えば、音声読み上げ機能に対応できるよう画像には説明文を付す、動画を掲載する場合に字幕、手話等を付すなどの配慮を行うことが望ましい。

また、実際の相談事例については、プライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。

さらに、文部科学省所管分野のうち学校教育分野については、障害者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、特に留意すべき点を別紙2のとおり示す。

第4 関係事業者における研修・啓発

関係事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。普及すべき法の趣旨には、法第1条に規定する法の目的、すなわち、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが含まれる点にも留意する。

特に学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱（身体虚弱を含む）、発達障害、高次脳機能障害等の理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましい。また、スポーツ分野や文化芸術分野においても、指導者等関係者の理解の在り方や指導の姿勢がスポーツや文化芸術活動に参加する者等に大きく影響することに十分留意した研修・啓発を行うことが望ましい。

研修・啓発においては、文部科学省や同省が所管する独立行政法人等が提供する各種情報を活用することが効果的である（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」等）。また、研修・啓発の内容によっては、医療、保健、福祉等の関係機関や障害者関係団体と連携して実施することも効果的である。

第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口

生涯学習・社会教育分野 生涯学習政策局生涯学習推進課及び同局社会教育課

初等中等教育分野 初等中等教育局特別支援教育課

高等教育分野 高等教育局学生・留学生課

科学技術・学術分野 科学技術・学術所管部局事業所管各課室

スポーツ分野 スポーツ庁健康スポーツ課

文化芸術分野 文化庁文化所管部局事業所管各課室

不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用者に障害の状況等を確認すること。
- 障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

① 主として物理的環境への配慮に関するもの

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
- 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- 移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすな

ど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

② 主として人的支援の配慮に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害者の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う学生（以下「支援学生」という。）、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- 知的障害のある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認すること。
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、職員や教員、支援学生等が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用

できるようにしたりすること。

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。
- 理工系の実験、地質調査のフィールドワークなどでグループワークができない学生等や、実験の手順や試薬を混同するなど、作業が危険な学生等に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりすること。

分野別の留意点

学校教育分野

1 総論

権利条約のうち、教育分野について規定した第24条は、教育についての障害者の権利を認めることを明言し、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、障害者を包容する教育制度)及び生涯学習の確保を締約国に求めている。

これらは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

障害者基本法においては、第4条第1項において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と、また、同条第2項において「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とされている。さらに、国及び地方公共団体は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第2項において「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とされているほか、障害者基本法第16条第1項において「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とされている。

学校教育分野においては、これらの規定も踏まえて既に権利条約等への対応のための取組が進められており、合理的配慮等の考え方も、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成24年7月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「報告」という。)及び文部科学省高等教育局長決定により開催された「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が平成24年12月に取りまとめた「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」により示されている。

教育基本法第4条第2項による義務を負うのは国及び地方公共団体であるが、障害者基本法第4条及び同条を具体化する法の理念を踏まえ、学校教育を行う事業者においても、これらの有識者会議により示された考え方を参考とし、取組を一層推進することが必要である。また、専修学校及び各種学校を設置する事業者においては、後述する初等中等教育段階又は高等教育段階のうち相当する教育段階の留意点を参考として対応することが望ましい。

なお、有識者会議により示された考え方は、特別支援教育及び障害のある学生の修学支援の全体に関するものであり、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けて行う合理的配慮の提供にとどまらず、これらに基づく取組を推進することにより、当該意思の表明がない場合にも、適切と思われる配慮に関する建設的対話を働きかけるなどの自主的な取組

も推進され、自ら意思を表明することが必ずしも容易ではない児童生徒等も差別を受けることのない環境の醸成につながることを期待される。

2 初等中等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある幼児、児童及び生徒に対する合理的配慮の提供については、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当である。具体的には、主として以下の点に留意する。

ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）をいう。以下同じ。）及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。

ウ 合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

エ 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

オ 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要である。

なお、学校教育分野において、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましい。具体的には、保護者と連携し、プライバシーにも留意しつつ、地方公共団体が実施する乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況、就学相談の内容を参考とすること、後述する校内委員会において幼児及び児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられる。

(2) 合理的配慮の具体例

別紙1のほか、報告において整理された合理的配慮の観点や障害種別の例及び独立行政法

人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」も参考とすることが効果的である。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

学校教育法第81条第1項の規定により、私立学校を含め、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育を実施することとされている。

学校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

ア 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、2（3）イに述べる校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努める。

イ 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児、児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教諭、対象の幼児、児童及び生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者などで構成する。

学校においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を最初に受け付けることが想定される。各学校は、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

(4) 研修・啓発に関する留意点

基本方針は、地域住民等に対する啓発活動として、「障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨につ

いて理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である」としている。

この周知・啓発において学校教育が果たす役割は大きく、例えば、障害者基本法第16条第3項にも規定されている障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒の交流及び共同学習は、障害のない幼児、児童及び生徒が障害のある幼児、児童及び生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場である。また、障害のある幼児、児童及び生徒の保護者、障害のない幼児、児童及び生徒の保護者ともに、このような学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができる。

学校においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児、児童及び生徒の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めることが重要である。

3 高等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある学生に対する合理的配慮の提供については、大学等（大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものである。合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき考え方を項目別に以下のように整理した。ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというものではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれる。

- ① 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
- ② 情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
- ③ 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- ④ 教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
- ⑤ 支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- ⑥ 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

(2) 合理的配慮の具体例

別紙1のほか、独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」も参考とすることが効果的である。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

大学等の学長（校長を含む。以下同じ。）は、リーダーシップを発揮し、大学等全体として、学生から相談を受けた時の体制整備を含む次のような支援体制を確保することが重要である。

ア 担当部署の設置及び適切な人的配置

支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害のある学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関する部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との役割を明確にした上で、関係部署・施設との連携を図る。

なお、障害のある学生の所属学部や学科、担当教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は、学長及び障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を中心に、これらの事案の内容を十分に確認した上で、必要な調整を図り、さらに再発防止のための措置を講じることが望ましい。

また、障害のある学生と大学等との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、第三者的視点に立ち調整を行う組織が必要となるため、このような組織を学内に設置することが望ましい。

これらの調整の結果、なお合意形成が難しい場合は、大学等の設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

イ 外部資源の活用

障害は多岐にわたり、各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校など）の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

ウ 周囲の学生の支援者としての活用

障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、周囲の学生を支援者として活用することも一つの方法である。

一方で、これらの学生の支援者としての活用に当たっては、一部の学生に過度な負担が掛かることや支援に携わる学生と障害のある学生の間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要である。

(4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮

障害のある学生からの様々な相談は、必ずしも担当部署に対して行われるとは限らず、障害のある学生の身近にいる学生や教職員に対して行われることも多いと考えられる。それらに適切に対応するためには、障害により日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員が理解していることが望ましく、その理解促進・意識啓発を図ることが重要である。

(5) 情報公開

各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。

また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入学試験における障害のある受験者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるように情報アクセシビリティに配慮することが望まれる。

スポーツ・文化芸術分野

スポーツ分野については、スポーツ基本法第2条第5項において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定されている。スポーツに関する施設及びサービス等を提供する事業者においては、障害の有無にかかわらず誰もが楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境を整備し、障害者がスポーツに参加する機会の拡充を図るとの基本的な考え方を踏まえて対応することが適当である。

文化芸術分野について、文化芸術振興基本法の前文は、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的な施策を推進していくことが不可欠である」との理念を掲げている。文化芸術分野の事業者においては、この理念に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要である。

具体的には、以下の点に留意する。

- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や必要な支援、活動内容等に応じて決定されるものである。本人・保護者等とよく相談し、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。
- 障害者が使用する用具等が施設の管理・維持に与える影響の程度については、具体的場面や状況により異なるものであるため、当該場面や状況に応じて、柔軟に対応することが重要である。